

## 信州の安心なお店認証制度認証基準

令和3年5月6日 制定

令和3年5月25日 改訂

### (目的)

- 第1 信州の安全なお店認証制度認証基準（以下、「認証基準」という。）は、信州の安全なお店認証制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第3（1）に基づき、要綱第2に規定する対象事業者が要綱第5第2項に規定する認証を受けるため、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止のために取り組むことが必要であると考えられる項目を定めるものである。
- 2 認証基準は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために必要であると考えられ、かつ県内事業者等に等しく取り組みを促すことが望ましいと考えられるものを体系的、網羅的に整理したものであり、対象事業者の従業員及び利用者等が新型コロナウイルス感染症に罹患しないことを必ずしも保証するものではない。

### (認証の対象業種)

- 第2 要綱第2（1）に規定する、知事が定める対象業種は、以下のとおりとする。業種の定義については、日本標準産業分類中分類の規定に拠るものとする。

- (1) 飲食店
- (2) 持ち帰り・配達飲食サービス業
- (3) 宿泊業
- (4) 洗濯業
- (5) 理容業
- (6) 美容業
- (7) 公衆浴場業
- (8) 冠婚葬祭業（結婚式場業）
- (9) 文化芸術施設（映画館、博物館、美術館）
- (10) スポーツ施設提供業
- (11) 遊戯場
- (12) カラオケボックス業
- (13) 療術業

- 2 このほか、知事が必要と認める場合には、対象業種の見直しを行うことができる。

### (認証基準)

- 第3 認証基準は別紙に定めるチェックシートに拠ることとし、認証を受けようとする事

業者は当該チェックシートに必要事項を記載するほか、取り組み状況を補足するような追加資料を添えて、知事あてに提出するものとする。

(別紙)

## 信州の安心なお店認証制度 認証基準 (チェックシート)

長野県知事 様

信州の安心なお店認証制度実施要綱第5第2項の規定により、新型コロナウイルス感染症対策の取組みについて認証を受けたいので、提出いたします。

(留意事項)

- ※ 記載に当たっては、可能な限り具体的、定量的な記述をお願いします。
- ※ 資料の提出に当たっては、具体的な取組みが分かるような参考資料(写真)を可能な範囲で添付いただくようお願いします。
- ※ 本チェックリストのほか、内閣官房にて取りまとめている業種別ガイドライン(<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210406>)の中で、自社が属する業種のガイドラインについても確認と、ある場合には適切な実施をお願いします。
- ※ 認証基準の充足が確認された後も、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すべく、継続した取組みをお願いします。
- ※ 下記項目のうち、申請者欄には押印をお願いいたします。

申請日

申請者



施設名(店舗名)

所在地